山鹿市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画【概要版】

【　趣　旨　】　　※本計画は令和８年４月1日から適用

●教育職員の心身の健康を保持し、持続可能な教育体制を確立するために、勤務時間の客観的で正確な把握と業務量の適切な管理を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

●学校・教育委員会・保護者・地域・首長部局が一体となって働き方改革を推進し、「誰一人取り残さない教育の実現」を目指していく。働きがいと働きやすさを両立

【　概　要　】

1　主な目標

○１箇月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を１００％にする。

○年間の年次有給休暇の所得日数１５日以上の割合を５０％にする。

2　計画の期間・・・令和８年度～令和１１年度

3　業務量管理・健康確保措置の内容

（1）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

・学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、に分類し、現状を鑑み見直しを図る。

（2）学校のおける措置の推進

・教育課程における授業時数の見直し、日課表等の工夫、勤務時間外の留守番電話機能の維持と録音機能電話の設定を行う。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

・業務過多の教育職員への医師面談の実施、相談窓口の周知、まとまった年次有給休暇が取得できる学校閉庁日等の設定を行う。

4　関連する取組、今後のフォローアップ

○毎年度、本計画に基づく状況等を山鹿市のＨＰで公表し、定例教育委員会及び総合教育会議で報告する。

○目標達成状況の把握は、出退勤システムや定例報告、アンケート等で行う。

○各学校の課題に応じて、山鹿市教育委員会からの指導・助言を実施する。

○学校運営協議会やPTA会議等において、働き方改革推進の理解や周知等を積極的